

個別保健事業の評価(事業1)

事業名	特定健康診査							
年 度	令和5年度・令和6年度							
目的・概要	<p>「高齢者の医療の確保に関する法律」第20条に基づく事業。</p> <p>40歳以上に被保険者に実施する生活習慣病の発症や重症化を予防することに重点を置き、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減少させるため多くの被保険者が特定健診を受診し、必要な対象者には早期からの支援を実施することで被保険者の健康の保持増進を図るとともに、多摩市国民健康保険の医療費の適正化を目指す。</p>							
実施内容	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施年度中に40～74歳となる被保険者(実施年度内に75歳になる75歳未満の方も含む)。 <p>※法に基づき除外者あり</p> <p>○実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所：原則市内の指定医療機関。(多摩市医師会への委託) ・実施項目：厚生労働省令「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に定められていた項目。多摩市医師会との協議により市独自で追加実施している項目もある。 ・実施時期：原則として毎年5月～翌1月末まで。 ・周知・案内：対象者には毎年5月1日を目途に受診券・受診案内等を本人宛に郵送する。加えてたま広報や多摩市公式ホームページ等に関連情報を掲載し、周知を図る。その他多摩市公式X・LINEを活用したPRを実施。 ・受診勧奨：当該年度(7月時点・9月時点)の未受診者に対して、勧奨通知の送付による受診勧奨を実施(事業委託)。未受診者層の経年分析等を基に、より効果的な文言などを使用した通知の発送を実施する。 							
評 価	評価指標		策定時 (令和4年度)		経年変化			
	特定健康診査受診率(%) (法定報告)		48.8		年 度	令和5	令和6	令和7
					目標値	58	52	55
					実測値	49.3	42.3※	—
	生活習慣病の改善意欲がある人の割合(%) (出典：KDBシステム「質問票調査の状況」)				年 度	令和5	令和6	令和7
					目標値		74.0	74.2
		男	73.8	男		77.9	78.0	
		女	77.8	実測値	男	72.6	73.8	—
				女	77.2	78.1	—	
※…法定報告値は毎年11月に確定のため、暫定値								

<p>評価の まとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度 ・ 令和4年度と比して微増。実施率向上に向けては前進していると評価できる。 (受診率については、令和元年受診勧奨業務を現在の事業所に委託をして開始した初年度であり、54.2%と大幅に上昇したが、令和2年度以降、コロナ禍の影響で低下、その後令和4年度にほぼコロナ前の水準と同程度となっている。) ・ 令和6年度 ・ 法定報告値が未発表であるが例年通り周知を実施。 ・ 未受診者勧奨通知については、延べ23,000件の通知発送。概ね現状維持と考える。
<p>令和7年度 以降の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度はさらに周知媒体（多摩市公式メール、市民課モニター、デジタルサイネージ）を広げていく。 ・ 企画課の実施する健幸ポイントアプリへ参加し、健診受診者に対しインセンティブを試みる。 ・ 受診勧奨通知を継続。